



年金記録はいつでも  
ご確認いただけます

市民生活課

☎0854-40-11031

社会保険庁には、年金記録の確認に迅速に対応できるように専用の年金相談窓口が設置されています。

複数の年金制度の加入歴がある方や改姓された方など、年金加入記録に不安や疑問がある方は、社会保険庁にご相談ください。

ご相談の際は、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書のいずれかをご用意ください。

なお、年金手帳等が見当たらない場合は、本人であることが確認できるもの（運転免許証・保険証等）をご用意ください。

代理人の方がお越しになる場合は、「依頼状」と代理人の方の本人確認ができるものが必要で

す。次のいずれかの方法でお問い合わせください  
社会保険事務所の窓口  
☎0852-262800  
電話

「ねんきんダイヤル」  
☎0570-051165  
フリーダイヤル  
0120-657830  
インターネットの「e-PA」  
スワード方式による年金加入履歴の取得  
<http://www.sia.go.jp>

国民年金保険料の  
免除制度のご紹介

市民生活課

☎0854-40-11031

国民年金制度には、日本に住む20歳から60歳までの方が加入しなければなりません。その中でも第1号被保険者（自営業、短期アルバイト、学生など）に該当する方は、毎月14,100円の保険料を納めなければなりません。収入が少ない、失業したなど、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合は、保険料免除制度がありますのでご利用ください。

保険料免除制度には、全額免除、4分の1納付（3/4免除）、半額納付（半額免除）、4分の3納付（1/4免除）



の4種類があります。これらの制度を利用するためには、申請手続きを行っていただきますが、ご本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準以下であることが必要です。保険料納付免除に承認された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給資格期間に算入されません。ただし、一部納付で承認された期間は、納付すべき保険料を納められない場合は免除ではなくなり、受給資格期間に数えられませんのでご注意ください。

また、老齢基礎年金の年金額を計算する際には、国庫負担金が年金額に反映されるため、たとえば全額免除の期間は全額納付の場合の1/3の額となります。（4分の1納付、半額納付、4分の3納付は、それぞれ1/2、2/3、5/6となります。）

保険料納付を免除された期間は、将来受け取る年金が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年

国民健康保険  
高齢者受給者証の更新

市民生活課

☎0854-40-11031

雲南市国民健康保険の高齢受給者証の有効期限は平成19年7月31日です。

7月末に新たな受給者証（8月1日付）を送付します。8月以降は新たな受給者証を医療機関に提示してください。（国民健康保険被保険者証は10月1日が更新日です。今回は高齢受給者証のみ送りますので、間違えないようお願いいたします。）

なお、70歳以上の国保加入者それぞれが市民税の課税所得145万円未満であれば、その世帯の高齢受給者の負担割合は1割ですが、同一世帯に市民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保加入者が一人でもいる場合は、同一世帯の高齢受給者全員の負担割合が3割になります。ただし、自己負担が3割になる方でも、申請によって自己負担が1割となる場合があります。

老人保健  
医療受給者証の更新

市民生活課

☎0854-40-11031

老人保健制度で医療を受けられる方の医療機関での負担割合（1割または3割）は毎年8月1日を基準日として決定しております。

変更がある方には新しい「医療受給者証」を郵送で送付しますので、8月1日以降に医療機関にかかれる場合は必ず新しい医療受給者証を窓口で提示してください。

「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」  
実践にご協力ください～その②～

市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

★節水で省エネ

暑い夏。水をうっかりと使いすぎていませんか。炊事・洗濯・お風呂等私たちの生活には水が欠かせません。しかし、水の供給にはたくさんの電気を使っています。つまり、節水は省エネにもつながるのです。

水を流す時間を1分短くするだけで、1回約12リットルの節水になります。水を大切に使い、省エネを実践してみてください。



今月の税金  
・国民健康保険料（第4期）  
・固定資産税（第2期）

納期限は  
7月31日（火）

広告枠

広告枠